

第45回 みなと舞鶴ちゃったまつり

7月25日(土)・26日(日) 開催を決定

1月29日、みなと舞鶴ちゃったまつり実行委員会を開き、今年の開催について7月25日(土)に前夜祭、26日(日)に花火大会など本祭りとして開催することを決定しました。

「東京2020オリンピック・パラリンピック」を盛り上げる意味合いもあります。詳細は今後決定することになりますが、盛大にそして成功裏に実施できますよう引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

○問い合わせ

みなと舞鶴ちゃったまつり実行委員会事務局
(舞鶴商工会議所内) Tel 62-4600



昨年の花火大会

～使用者も労働者も必ず確認を～

京都府特定(産業別)最低賃金が改定

令和元年度の京都府特定(産業別)最低賃金が改定され、昨年12月22日(自動車「新車」小売業は、令和2年1月9日)から発効しました。特定(産業別)最低賃金は、特定の産業に該当する事業場の「基幹的労働者」に適用されます。

なお、自動車小売業(中古車・自動車部分品・附属品小売業を含む)や印刷業などは、去る10月1日からの京都府最低賃金(時間額909円)が適用されています。

<令和元年度 京都府特定(産業別)最低賃金一覧表>

特定(産業別)最低賃金の件名	時間額(引上額)	適用除外の労働者(京都府最低賃金「909円」が適用されます)
金属製品製造業	933円(12円)	・18歳未満または65歳以上の人 ・雇入れ後6月未満の人であって、技能習得中の人 他
電気機械器具製造業	936円(17円)	
輸送用機械器具製造業	947円(20円)	
各種商品小売業	910円(26円)	・18歳未満または65歳以上の人 ・雇入れ後3月未満の人であって、技能習得中の人 他
自動車(新車)小売業	911円(26円)	

(注意) 特定(産業別)最低賃金の件名、産業分類、適用除外の労働者等の詳しい内容は、京都労働局のホームページでご確認いただくか、京都労働局労働基準部賃金室(Tel 075-241-3215)、または、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。